

令和8年度前橋市新規参入者等応援農家奨励金交付要項

令和8年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所農業委員会事務局（7階） 電話 898-6733（直通） 224-1111（内線3733） 電子メールアドレス noui-jimu@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>新たに農業を始める者（新規参入者等）の就農環境を整備し、農地や遊休農業用施設の有効利用を図るため、新規参入者等に農地や農業用施設等を貸す農業者等に対して、奨励金を交付するものです。</p>
<p>内容</p> <p>交付対象者</p>	<p>新規参入者等に農地や農業用施設等を貸す農業者等とします。</p> <p>※新規参入者等とは、次に掲げる者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非農家出身で、新たに農業を始める者 2 新たな営農部門を始める農業後継者 3 営農開始時において、60歳以下の者 4 その他、農業委員会が認める者 <p>○暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 2 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 3 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 4 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 5 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 6 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 8 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

<p>交付の対象となる事業</p>	<p>市内にある農地又は農業用施設等について、令和7年4月1日以降、新たに次に掲げる賃借権等の設定を行った場合とします。ただし、3親等以内の賃借権等の設定については、対象としません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する利用権設定等促進事業による5年以上の賃借権等の設定 2 農地法第3条に規定する5年以上の賃借権の権利設定等 3 農業施設や農家住宅については、書面による契約書が作成されていること 4 1及び2において、権利設定を行う農地が遊休農地となっている場合は、6年以上の権利設定を行った場合 	
<p>交付金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付金額は、別表1のとおりとします。 2 交付対象となる農地の算定は、権利設定合計の面積（100㎡未満は切捨）に単価を乗じて得た金額とします。 	
<p>交付条件</p>	<p>奨励金交付対象者は、事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p>	
<p>交付申請の手続等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>権利設定完了後、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨励金交付申請書 2 権利設定の確認できる書類 <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ電話等で確認を行う場合があります。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>
	<p>請求の方法、支払時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定後、次の書類により請求してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 奨励金交付請求書 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。

	<p>交付決定の 取消し又は 奨励金の返還</p>	<p>1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部が取り消されます。 (1) 偽り、その他不正な手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、奨励金を返還しなければなりません。 (1) 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合 (2) 奨励金の交付対象農地等について、貸手の都合で、権利設定期間満了前に解約を行った場合</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の 様式</p>	<p>1 交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 奨励金交付請求書（様式第3号） 4 奨励金交付決定取消及び返還通知書（様式第4号）</p>

別表1 奨励金の金額は、次のとおりとします。

対象物件等	金額（円）	備考
農地	5,000円／10a	単価
ハウス等（農地含）	20,000円	
畜舎	20,000円	
農業用倉庫	20,000円	
蚕室	20,000円	
その他施設	20,000円	

- ※ 農地に係る奨励金の算定は、権利設定合計の面積（100㎡未満は切捨）に単価を乗じて得た金額とします。
- ※ ハウスは、雨よけハウス、パイプハウス、エコノミーハウス、鉄骨ハウス等のことをいい、農業経営が集約的に行われる程度の規模のものとしします。集約的に行われる規模に足りない場合は、農地の単価により算出することもできます。
- ※ 温室・ハウス・畜舎・農業用倉庫・蚕室・その他施設（農家住宅など）については、権利設定1件について、それぞれ20,000円を上限とします。
- ※ この奨励金は、賃借料とは別のものです。